

法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について

～ 法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出が必要です ～

1. 法定福利費の明示について

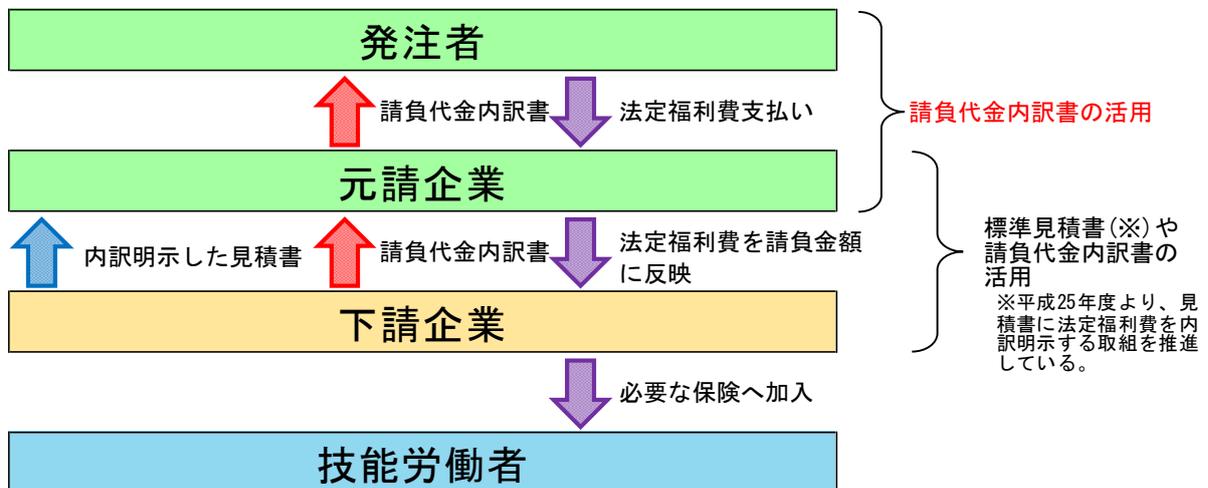
○社会保険等未加入対策

- ・ 建設業者の社会保険への加入を一層推進していくためには、必要な法定福利費が契約段階でも確保されていることが重要です。
- ・ 建設工事における元請～下請間では、各専門工事業団体が法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成しており、その活用が進展しています。
- ・ これらの背景を受け、「工事請負契約約款」に基づき、受注者は法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書を提出することとします。

○法定福利費を明示する意義

- ・ 現場労働者（受注者及び下請業者）の法定福利費は、それぞれの工事ごとの請負金額の中に確保される必要があります。このため、請負代金内訳書において法定福利費を明示し、元請・下請間での必要な法定福利費の確保に繋がります。

(活用イメージ)



2. 法定福利費の算出について

○法定福利費の算出方法

- ・法定福利費の算出方法に関しては、国土交通省のホームページ等にも掲載されていますので参考にしてください。

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順】

- ・国土交通省の公表している、法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順です。

掲載先 : 国土交通省 HP 「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」で検索

QRコード



【各専門工事業団体の作成した業種ごとの「標準見積書」】

- ・法定福利費を適切に明示するため、各専門工事業団体において「標準見積書」を作成しており、その中で算出方法等の考え方が記載されています。

掲載先 : 国土交通省 HP : 「標準見積書」で検索

QRコード



3. 請負代金内訳書について

○提出時期

- ・工事請負契約約款及び岐阜県建設工事共通仕様書に基づき、「請負代金内訳書」（第24号様式）を作成し、工事請負契約締結日から14日以内に監督員へ提出してください。

4. 法定福利費の明示に当たっての留意点

○明示する法定福利費

- ・建設工事の直接的な作業に従事する現場作業員に係る社会保険料の事業主負担分が対象です。
- ・対象となる社会保険は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険です。

5. 公共工事の発注者による法定福利費の確認等について

○受注者により明示された法定福利費額との比較による確認

- ・受注者により明示された法定福利費額については、発注者が算出した予定価格に占める法定福利費概算額との比較により、法定福利費に相当する額が適切に請負契約に計上されていることを確認します。

○比較による確認の結果、一定以上の乖離がある場合の対応

- ・受注者により明示された法定福利費額と予定価格に占める法定福利費概算額に一定以上の乖離幅がある場合は、法定福利費、さらにその根拠となる労務費が所要額を大きく下回るおそれがあるため、受注者に対して算出根拠の確認を指示し、誤記等があれば訂正を指示します。受注者による算出根拠の確認を経てもなお一定以上の乖離幅があると判断した場合においては、発注者から建設業許可部局(建設業許可とは建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に基づく国土交通大臣又は都道府県知事の許可となるが、この通知においては、発注工事に関し本事案を一元的に統括するため、建設業法に基づく監督処分に係る業務を所管する岐阜県県土整備部技術検査課をいう。)に対し法定福利費概算額が乖離している事案を通知します。

6. 適用年月日

- ・令和7年4月1日以降に入札公告、通知を行う工事から適用します。